

# 防衛省10年

## その評価と今後への期待

③

威嚇は、単なる脅しだけだとうかは分からない。戦争未体験の指導者極めて大きな試練に

第2次大戦後の72年間、平和を享受してきた日本では、戦闘体験を持つ指導者は総理をはじめ誰もいない。総理の指揮の下、防衛大臣と統幕長が戦闘を成功裏に展開できるかどうかはきわめて大きな試練であり、その成功如何で国民の信頼を得られるかどうかが決まる。

他方、国会、政党、国民の方も自衛隊が憲法、法令に従って活動することを見守りながらも、自衛隊が「事に臨んでは危険を顧みず」国防に励むことに謝意を抱き、激励すべきである。そのためにも憲法第9条に自衛隊を明記し、

防衛庁が「防衛省」に昇格して、あっという間の10年であった。この間、防衛省ならびに自衛隊は飛躍的に任務を拡大していった。東日本大震災や熊本地震での大規模な自衛隊員の災害派遣、国家安全保障会議の設置、防衛装備庁の新設、新日米防衛協力ガイ



### 安全保障懇話会会長 西原 正

(平和・安全保障研究所理事長、元防衛大学校長)

# 大きかった10年間の達成

○がカウンタートパートであり、両政府のトップレベルの安全保障関連の協議ができることなどは、日本政治にとっても日本外交にとっても意義深いといふべきである。

また防衛省の文官および自衛官たちが国会議の事務局である国家安全保障局に向かい、国際情勢の分析と日本の対応策を検討する任務にもつ

いており、防衛省はここでも柔軟性を持たせて限定的集

団自衛隊の行使を容認することにしたことである。2011年6月の平和安保法制の施行は、激変する国際関係において重要影響事象と存立危機事態を想定して自衛隊の役割を拡大することを可能にした。限定的集団的自衛隊の行使を容認すべきかどうかの議論が国省・自衛隊は、これまでに先輩たちが弛まぬ努力によって築いてきた国民からの信頼に十分に応えられる存在となり続けることができるだろうか。これを思うとき、自衛隊が1954年の創設以来、一と誇りを与えることはそれへの第一歩である。

さらに意義深いのは、憲法第9条における自衛隊の解釈に柔軟性を持たせて限定的集

昇格10周年記念を祝いたい。